

平成 2 9 年 第 4 回 定 例 会

## 民 生 環 境 常 任 委 員 会 会 議 概 要

委 員 長 館 田 瑠 美 子

副 委 員 長 軽 米 智 雅 子

1 開催日 平成29年12月14日（木曜日）

2 開催場所 第4委員会室

### 3 審査案件

- (1) 議案第203号 公の施設の指定管理者の指定について（花岡農村環境改善センター等）
- (2) 請願第11号 国保税（料）の引き上げを行わないことを求める請願
- (3) 請願第12号 介護保険料の引き上げを行わないことを求める請願

### ○出席委員

委員長	舘田	瑠美子	委員	葛西	育弘
副委員長	軽米	智雅子	委員	斎藤	憲雄
委員	竹山	美虎	委員	小倉	尚裕
委員	橋本	尚美	委員	小田	桐金三
委員	中村	美津緒			

### ○欠席委員

なし

### ○説明のため出席した者の職氏名

環境部長	小松	文雄	福祉部次長	荒内	隆浩
福祉部長	能代谷	潤治	福祉部参事	福井	直文
福祉部理事	舘山	新	福祉部参事	高野	光広
保健部長	浦田	浩美	福祉部参事	加福	拓志
市民病院事務局長	木村	文人	市民病院事務局次長	石岡	尊広
浪岡事務所副所長	相馬	紳一郎	市民病院浪岡病院参事	兼平	一成
環境部次長	柿崎	哲男	環境政策課長	西澤	哲司
環境部参事	竹内	芳	政策推進課長	船橋	正明
環境部参事	葛西	俊一	関係課長等		

### ○事務局出席職員氏名

議事調査課主査	柴田	聡	議事調査課主査	山内	克昌
---------	----	---	---------	----	----

○**館田瑠美子委員長** ただいまから、民生環境常任委員会を開会いたします。

本日は、付託された議案第 203 号の説明のため、相馬浪岡事務所副所長が本委員会に出席しておりますので、御了承願います。

それでは、本日の案件に入ります。

初めに、今期定例会において本委員会に付託されました議案 1 件及び請願 2 件について、ただいまから審査をいたします。

最初に、議案第 203 号「公の施設の指定管理者の指定について（花岡農村環境改善センター等）」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。浪岡事務所副所長。

○**相馬紳一郎浪岡事務所副所長** それでは、議案第 203 号「公の施設の指定管理者の指定について（花岡農村環境改善センター等）」について御説明申し上げます。

資料 1 をごらん願います。

まず、提案理由であります。公の施設の指定管理者の指定につきましては、青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の規定に基づき、市長が指定管理者の候補者を決定し、議会の議決を経て指定することとなっておりますことから、平成 30 年 4 月 1 日から新たに指定管理を行おうとする、健康の森花岡プラザ、花岡公園及び花岡農村環境改善センターの 3 施設を一括管理する指定管理者の指定に係る議案について提出するものであります。

次に、公募の実施であります。青森市指定管理者制度導入基本方針におきまして、指定管理者制度導入の趣旨は、公の施設の管理について、民間事業者の専門的な手法や経営ノウハウを活用することで市民サービスの向上と管理経費の縮減等を狙いとするものであることから、指定管理者の募集については、原則として、競争原理の働く公募によることとするしております。

このため、健康の森花岡プラザ等 3 施設の指定管理者につきましては、青森市内に事務所等の活動拠点を有することなどを応募資格として、公募により実施することとし、本年 8 月 1 日から 9 月 8 日まで指定管理者募集要項を配布し、9 月 1 日から 9 月 8 日まで応募の受け付けを実施いたしました。

その結果、指定管理者候補者に選定された株式会社秋田東北ダイケンを含む 2 団体からの応募があったものであります。

次に、指定管理者の選定に係る審査であります。市民政策部理事を委員長とし、各部局の理事または次長級の職員、学識経験者及び税理士を委員とする指定管理者選定評価委員会により、応募団体の施設の管理運営を行う能力等を総合的に判断して行うプロポーザル方式による審査を去る 10 月 23 日に行ったところであります。

なお、対象施設の指定管理を行う指定期間につきましては、平成 30 年 4 月

1日から平成35年3月31日までの5年間としております。

それでは、指定管理者選定評価委員会の審査結果について御説明申し上げます。

資料2-1「指定管理者選定評価委員会審査結果」をごらん願います。

最初に、対象施設につきましては、健康の森花岡プラザ、花岡公園及び花岡農村環境改善センターの3施設であります。

次に、選定方法であります。まず、審査項目につきましては、表に記載しておりますとおり、「1 管理運営全般について」、「2 管理について」、「3 運営について」及び「4 効率性について」の4項目とし、また、「1 管理運営全般について」の項目については、「管理運営方針」から「財務の健全性」までの4項目について評価し、配点は40点といたしております。

次に、「2 管理について」の項目については、「地元雇用への配慮」から「福祉に関する取組」までの9項目について評価し、配点は50点といたしております。

次に、「3 運営について」の項目については、「市民の平等な利用を確保するための方針」から「来館者を増加させるためのPR及びイベントの実施計画又は自主事業」までの4項目について評価し、配点は40点といたしております。

最後に、「4 効率性について」の項目については、経費の妥当性と全体経費の縮減について評価し、配点は30点といたしております。

資料の2ページをごらん願います。

(2)の個別項目採点基準につきましては、20点から5点の配点ごとに、「大変よい」を満点、「全く不十分」を0点、「普通」を中間値として点数評価いたしております。

また、「財務の健全性」の採点基準については、①の当期利益及び②の利益剰余金の状況によりまして、点数評価いたしております。

なお、資料下段に記載しておりますとおり、直近の3事業年度において一度でも債務超過の状態がある団体については応募資格がないものとし、また、直近の事業年度において利益剰余金がマイナスの場合は、審査の結果、失格とする場合があるといたしております。

次に、3ページをごらん願います。

「効率性について」の採点基準につきましては、指定管理料基準額に対する、提案された指定管理料の経費縮減率に応じた点数に、効率性の項目を除いた全項目の獲得点数の割合を乗じて算定することといたしております。

なお、最低得点につきましては、各項目の「普通」と評価される点数と、効率性の基本点の合計点である86点とし、これに満たない場合などは失格とすることといたしております。

次に、指定管理者選定評価委員会の委員名簿につきましては、資料記載のとおりであります。

次に、4ページをごらん願います。

審査結果であります。指定管理者選定評価委員会による審査の結果、最低得点 86 点を上回る 109.92 点を獲得した B 者、すなわち株式会社秋田東北ダイケンを指定管理者候補者として選定したところであります。

資料 2-2「指定管理者選定評価委員会審査結果 補足説明資料」をごらん願います。

この資料は、今期定例会における一般質問を踏まえまして、指定管理者選定評価委員会における審査の内容や、指定管理者候補者からの申請内容について御説明申し上げるために作成したものであります。

まず、1の「同種の施設管理業務の実績」について御説明いたします。

この「同種の施設管理業務の実績」に関する項目につきましては、配点を5点とし、採点基準につきましては、指定管理を行う施設と同種の施設の管理実績がない場合は0点、小規模な同種施設の管理実績がある場合は1点から2点、同規模の同種施設の管理実績がある場合は3点、大規模な同種施設の管理実績がある場合は4点、当該施設の管理実績がある場合は5点としております。

また、健康の森花岡プラザ等3施設の指定管理者につきましては、温泉施設を備えた健康の森花岡プラザ、都市公園である花岡公園、及びコミュニティー施設としても利用されている花岡農村環境改善センターの3つの施設の管理を担うことから、応募団体の温泉施設、公園施設及びコミュニティー施設の管理実績について、それぞれ5点満点で採点し、その平均点を獲得点数としたものであります。

その結果、指定管理者候補者に選定された株式会社秋田東北ダイケンは、大規模な温泉施設の管理実績があることから4点、小規模な公園施設の管理実績があることから2点、大規模なコミュニティー施設の管理実績があることから4点の合計10点となり、その平均点3.33点を獲得したところであります。

一方、他の1者は、小規模な公園施設の管理実績があることから2点、温泉施設及びコミュニティー施設については管理実績がないことから、いずれも0点の合計2点となり、その平均点0.67点を獲得点数としたものであります。

なお、同社の具体的な施設管理実績につきましては、資料下段に記載のとおりであります。

次に、資料の2ページ目をお開き願います。

2の「サービス向上の対策」であります。同社からは、(1)のサービス

向上については、衛生的な施設環境の提供や徹底したスタッフ教育を図り、利用者サービスの向上に努めること、(2)のクレームへの対応については、苦情発生時は、クレーム対応マニュアルに基づき、クレームへの迅速・的確な対応及びスタッフ全員に対して状況の周知を行うこと、また、(3)の定期的な自己評価については、月1回自己評価を行うことなどの提案があったことが、選定評価委員会において高く評価されたところであります。

次に、3の「収支計画」であります。同社からは、効率的な維持管理や光熱水費の低減などを行い、経費の縮減を行うとの提案があり、指定管理料につきましても、市が示した指定管理料基準額よりも48万2000円低い金額が提示されております。

最後に、4の「地域や関係団体との連携」について御説明いたします。

同社からは、地域や関係団体との連携につきましても、地元町内会・子ども会や小・中学校の催し物やお祭りへの施設提供等による協力を行うこと、施設におけるイベント時には施設関係団体と連携し、地元農産物や名産品を販売するなど、施設を拠点に浪岡エリア全体の地域活性化につなげていくこと、さらに、地元住民・団体と一体となって町内のごみ拾い等の地域ボランティア活動にも自発的に取り組み、美しい町並みを維持するための地域環境美化に努めることなどが提案されております。

また、参考として記載しておりますとおり、同社は、本社のある秋田市以外の大仙市、鹿角市、大館市、五城目町の指定管理を行っている各施設におきまして、地域と連携し、さまざまな取り組みを行っているところであります。

以上で、議案第203号についての説明を終わります。

慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

**○館田瑠美子委員長** これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。斎藤委員。

**○斎藤憲雄委員** 一般質問でもやらせてもらったんですけれども、指定管理者のあり方の問題も一つあるんですが、私がずっと言っているのは、やはり地元の企業やあるいは人材育成をどう考えるのかということをも基本に据えて指定管理者を指定すべきだということです。ですから、そういったことを前提としていけば、確かに営業所あるいは本店のある場合という条件はついているにしても、青森市の圏域内の部分において、じゃあ本当に圏域内でやれる事業者がないのかどうかという、まずはその基本点から入っていく必要があるかと思っています。だから、経済的に回すとしても、地元にお金をどう落とすかということがやはり行政側の一つの役割でもあろうかと思っています。確かにこの株式会社秋田東北ダイケンは資本力もあり、あるいはノウハウもあるとは思いますが、地元の事業者を育てるという観点から

いけば、指定管理者であっても地元の事業者をまずは優先するというのが基本かと思うんです。ですから、どういう部局であったとしても、指定管理者を審査あるいは選定する場合において、その審査する前提として、地元の事業者に対してはどういうふうに考えているのか。浪岡事務所のほうにしゃべるのはちょっと心苦しいところもあるんですが、単純に公平と言えば言葉としてはいいんだけど、やはり地元の経済とか、あるいは事業者をどう育てていくかという点について、考え方でいいので説明していただけますか。

**○館田瑠美子委員長** 浪岡事務所副所長。

**○相馬紳一郎浪岡事務所副所長** お答えいたします。

ただいま御説明した中でもちょっと触れておりましたけれども、青森市では指定管理者制度の導入について、その判断基準であるとか運営方針について、指定管理者制度導入基本方針というものを定めております。先ほど御紹介したとおり、指定管理者制度導入の目的は、民間事業者の専門的な手法や経営ノウハウを活用することで市民サービスの向上と管理経費の縮減を図るということで、そのためには競争の原理が働く公募ということとしております。原則として公募としております。募集に当たりましては、青森市内に事務所等の活動拠点を有することとして、幅広く募集しているわけです。この趣旨としては、やはりできるだけよりよい高いサービスを提供している事業者、できるだけ経費の縮減を図れる事業者、そのような事業者を募集するに当たっては、やはり市内に限らず、幅広く募集すべきという考え方に立って、この指定管理者制度導入基本方針の中で定めているということであります。

斎藤委員がおっしゃることも十分理解できますが、それは今後考えていくべきことと捉えております。今回は、こういう条件で一旦応募してしまいましたし、「それ全然違うでしょう。何を言っているんだ」と呼ぶ者あり）そして審査もして、その結果が出ましたということであります。

**○館田瑠美子委員長** 斎藤委員。

**○斎藤憲雄委員** 本会議の中でもありましたが、経費の縮減というか、物が安いとか高いという判断基準は自分としてはなじまないと思っているんです。というのは、恐らくこの株式会社秋田東北ダイケンが資本力も結構あるので、そういったことを考えれば、当然にして地元の中小零細の事業者のほうが体力的には非常に弱い部分があります。ただ、地元の事業者をどう育てていくかという基本原則に立ったときに、安かろう高かろうでの判断ではなかなか難しいのではないかと思っているんです。だから、指定管理者制度の基準も含めてなんですけれども、これから見直しをしていただきたいと思います。

ほかの自治体では、自分の圏域内の事業者を育てるためにも、優先的な形で地元の事業者を採用している自治体も中にはありますよね。だから、そう

いったどちらかといえば基本原則というか、地元の事業者をどう育てていくか、あるいは人材をどう育てていくか、あるいはノウハウをどう持たせていくかという、ここの育成という部分についてもうちょっと考えていただきたいし、これは全体的な問題なので、指定管理者制度のあり方、あるいは今後の進め方も含めて、もうちょっと見直しが必要なのではないでしょうか。そういう点でいくと、やっぱりこの件については、自分としてはちょっと納得できないということを述べて、終わらせていただきます。

**○館田瑠美子委員長** ほかに発言ありませんか。橋本委員。

**○橋本尚美委員** 斎藤委員もおっしゃったように、確かに指定管理者の選定に当たっての見直しは必要だと思います。ただ、その見直すタイミングとしては、この株式会社秋田東北ダイケンが選定される前に声を上げるべきだったのではないかというのが私の中にもあるので、この期に及んで私がこう考えていると言うのもタイミング的に妥当ではないという思いもあるのですが、何点か確認したいことがありますので質問させていただきます。

本年8月にオープンになった募集要項が手元にあるのですが、その中に選定基準の個別項目採点基準というのがあります。今回の本委員会でも公表されました審査結果の中にある項目と配点について、それぞれ細分化された形で事細かく明記してありますが、この項目と配点の詳細は、公募の段階もしくは申請の段階で公になる内容だったのでしょうか。

**○館田瑠美子委員長** 浪岡事務所副所長。

**○相馬紳一郎浪岡事務所副所長** 審査項目と配点についての流れを説明いたしますけれども、最初に制度所管課である政策推進課から施設所管課に対しまして、標準例が示されます。その標準例をもとに、施設ごとに設置目的が異なっておりますので、その施設の目的とか用途に応じて、標準例に掲げられた審査項目以外に必要な審査項目はないか、あるいは配点はこの標準例のとおりでよいかといった検討を行います。そして、必要があれば項目を追加し、あるいは配点を変えて、今度はその次の段階として、指定管理者選定評価委員会に諮りますが、当該委員会において、その項目、あるいは配点がよいかどうかを審査した上で決定するという流れになります。当該委員会でもよろしいとなれば、次は市長から募集要項の決裁をとりまして、その後、募集要項として事業者に配布するという流れになっております。

**○館田瑠美子委員長** 橋本委員。

**○橋本尚美委員** もう1回確認します。

私たちがこれだったら大きな会社にとられてしまうのではないかと、地元で頑張っている事業者に落ちないのではないかと判断ができるのは、やっぱりこのように事細かく示された項目と配点を見ることによって、これではだめだという判断ができると思うんですね。この募集要項の中には大ざっぱ

にしか書いていないので、この基準であれば、明らかにこういった体力のある事業者がとるだろうという臆測といいますか、見通しが立つといった部分があるんですけれども、この細かな項目と配点が示されている表を私たちが見れる段階というか、そのタイミングはいつだったのでしょうか。

○**館田瑠美子委員長** 浪岡事務所副所長。

○**相馬紳一郎浪岡事務所副所長** 募集要項は市のホームページに掲載されますので、その段階で議員の皆さんもごらんになれるということであります。

○**館田瑠美子委員長** 橋本委員。

○**橋本尚美委員** 募集要項ではなく、この項目と配点がどのようになっているかという詳細です。きょう示されたこの資料の中の1ページです。

○**館田瑠美子委員長** 浪岡事務所副所長。

○**相馬紳一郎浪岡事務所副所長** 橋本委員が今ごらんになっている内容がそのままホームページに載っています。募集要項の中に配点、選定基準があり、その募集要項そのものが載っています。

○**館田瑠美子委員長** 橋本委員。

○**橋本尚美委員** 募集要項の何ページになりますか。

○**館田瑠美子委員長** 浪岡事務所副所長。

○**相馬紳一郎浪岡事務所副所長** 募集要項には別紙2としてつけているものに載っています。健康の森花岡プラザ管理運営業務仕様書の後ろのほうに選定基準が掲載されていますが、各評価項目、それから選定基準、そして配点が掲載されております。

○**館田瑠美子委員長** 橋本委員。

○**橋本尚美委員** 別紙はホームページ上でもアップされ、どなたでも目にする形が示されたということですね。その点はわかりました。

それともう1点は、本会議の一般質問でも複数の議員がおっしゃっていましたけれども、青森市中小企業振興基本条例の中にある市内中小企業者の参入機会の増大に努めるということをどのように受けとめていたのか。競争原理という言葉で示されていましたが、どのようにこれを受けとめたのか、その見解を教えてください。

○**館田瑠美子委員長** はい、どうぞ。

○**船橋正明政策推進課長** 指定管理者制度を所管しております市民政策部政策推進課長の船橋と申します。今の御質問について、制度所管課の立場から御回答させていただきたいと思っております。

青森市中小企業振興基本条例第7条第3号に、市内中小企業者の参入機会の増大に努めることと記載されております。指定管理者制度においては、当該条例の改正前から市内中小企業者は参入できることとしておまして、この第7条第3号の規定を考慮しつつ、その上で競争性を確保するために、市

内に事務所等の活動拠点を有する者に拡大しているということで、この条例自体は我々としても重く受けとめて対処しているものと考えております。  
（「答弁になっていない」と呼ぶ者あり）

○**館田瑠美子委員長** よろしいですか。ほかに発言ありませんか。竹山委員。

○**竹山美虎委員** まずは、同種の施設管理業務の実績について、一般質問でも出ていましたけれども、基本的にはこういうことで点数の差がつかましたという部分をまず教えてください。

○**館田瑠美子委員長** 浪岡事務所副所長。

○**相馬紳一郎浪岡事務所副所長** 先ほど御説明申し上げましたけれども、健康の森花岡プラザ等3施設の一括管理でありますので、健康の森花岡プラザは温泉機能、花岡農村環境改善センターはコミュニティー機能、それから都市公園である花岡公園、これらの管理を今後行っていくわけですので、それぞれの機能といいますか、施設の管理実績を評価したということであります。

○**館田瑠美子委員長** 竹山委員。

○**竹山美虎委員** さっきの斎藤委員の話ともダブってくるんだけど、やっぱり事業者を育てるといっても、ここで大きな差がついてくると新規参入というのができない。できないと言うと言い過ぎなんだけど、参入機会を広く与える中で、この辺の点数のあり方というのはどうなのかなと思います。

次に、青森市内に事務所等の活動拠点を有することとなっておりますが、指定管理者制度全体の部分だと思うんだけど、県内の他市ではどのような扱いになっているのか教えていただけませんか。

○**館田瑠美子委員長** はい、市民政策部お願いします。

○**船橋正明政策推進課長** 県内の他市の状況は我々も調べておりますが、弘前市を例に挙げますと、弘前市では市内に本店を有することとしている例もあります。八戸市では、基本原則として、中身によってそういう条件をつける場合とつけない場合があります。その他の市ではそのような条件をつけていないといった例もあると伺っておりますが、それぞれの市で状況に応じて付しているという状況であります。

○**館田瑠美子委員長** 竹山委員。

○**竹山美虎委員** 県内の他市においてもそれぞれ考え方に若干違いがあるということなんだけど、まちづくりをする上で、この辺というのは基礎になるわけだよね。仕事をして、税金を払って、生活をして、結局食っていかないといけないわけだから。そういう意味では、もちろん公正な競争原理のもとで仕事をするというのは当然のことなんだけど、基本的に、まちづくりは圏域、例えば市内であったら市内の事業者を育てながら、ちゃんと仕事をしてもらって、税金もいただいて、そしてそれを広く住民に還元する。

その上で、例えば技術的にいろいろ支障がある場合は、極端な話を言いますが、市内の事業者ができなかったら県内の事業者、県内の事業者ができなかったら県外の事業者という、それは技術レベルも含めて、全てそうしろというわけではないですが、そういう基本的な考え方としてきちんと持っていないと、みんなからも言われているように、最終的に価格でひっくり返ってしまうということも注意しなければいけないのではないかと思います。

なので、この案件についてどうということもあるけれども、やっぱり指定管理者制度のあり方については、現在の指定管理の中止というものも含めて、どこかで早目に検証していかないとだめだと思う。議会もそういう意味ではしっかり勉強していかないといけないと思う。特に今回の議案については、たくさんの方がそういう思いを持っているみたいなので、事務手続がだめだったとかそういうことではないですが、そういうことで終わります。

**○館田瑠美子委員長** ほかに発言ありませんか。橋本委員。

**○橋本尚美委員** 皆さんもこのタブレット端末を持っているので、その募集要項をさかのぼって見たいと思って探しているんですけども出てこないんです。今はもう見れないんですか。

**○館田瑠美子委員長** 浪岡事務所副所長。

**○相馬紳一郎浪岡事務所副所長** 募集は既に終わっていますので、恐らくですけれども、ホームページからは削除されているものと思います。

〔橋本尚美委員「わかりました」と呼ぶ〕

**○館田瑠美子委員長** ほかに発言ありませんか。小倉委員。

**○小倉尚裕委員** まず、先ほどの浪岡事務所副所長の発言の中で、今回はこれで決まりましたというふうなお話がありました。指定管理者選定評価委員会、市長、議会という指定管理者の原理というものが3つありますよね。浪岡事務所副所長のほうから説明をお願いします。

**○館田瑠美子委員長** 浪岡事務所副所長。

**○相馬紳一郎浪岡事務所副所長** 失礼しました。決まったと言ったかどうか記憶がないですが、この指定管理者は、最終的には議会で議決をして初めて指定管理者となるということでもあります。

**○館田瑠美子委員長** 小倉委員。

**○小倉尚裕委員** 指定管理者というのは選定評価委員会が評価をして候補者を選定する、そして市長が決定をしてそれを議会に諮る。最後のこの議会の議決が一番大きいと思うんです。そういう中で、橋本委員からもお話があったけれども、そうすれば候補者が決まった段階で募集要項が削除されているということですが、適切ではないんじゃないですか。橋本委員が募集要項を探したけれども出てきませんと言ったら、これはもう削除されましたと言いましたよね。（「そうすれば確認してまいります」と呼ぶ者あり）

それはいいです。

やっぱり今回の案件について何が問題かというのは、青森市中小企業振興基本条例をどう捉えるかなんです。総務部では、平成28年度の改定を踏まえて、工事の発注、物品の購入などいろいろな契約の案件について、これを全て市内に本店のある者に変えたわけですよ。契約の手引が変更になったということはわかっているでしょう。（「はい」と呼ぶ者あり）わかっていますよね。それでこの条例というのをどう捉えたかということで、先ほど指定管理者制度の中では、以前から市内中小企業者の参入機会の増大を図るとあるので、これは以前のとおりですと言っていました、全く違うんですよ。総務部ではこれに対応した。したがって、平成29年度の工事、物品、委託業務など、全て市内に本店を有する者になっているんです。この認識の違いについて、指定管理者制度において青森市中小企業振興基本条例をどのように捉えたのか、もう一度お願いします。これは課長でいいのかな。

○館田瑠美子委員長 政策推進課長。

○船橋正明政策推進課長 部内で打ち合わせをしてきた上での発言であります。

当該条例第7条第2号につきましては、確かに物品、委託等の契約については受注機会の増大を図ることとしております。一方、第3号では、指定管理者については参入機会の増大を図ることとしていただいております。受注機会の増大を図るといふことと、参入機会の増大を図るといふことにつきましては、それぞれ考え方もあるかと思いますが、受注機会というのはいくまでもその受注する機会、参入機会というのはいくまの事業者が参入する、いわば手を挙げる機会といふことで、指定管理者制度としては当該条例を重く見て対応しているものと捉えております。

○館田瑠美子委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 まずこの部分なんです。総務部では対応した。市民政策部では何の対応をしたんですか。斎藤委員からもありましたが、いろいろな他都市では、例えば地元の事業者といふことで加算されているところもある。また、僅差の場合には地元の事業者に決定するといふところもある。市内本店もしくは主たる事業所といふのは、あくまで契約のできる事業所です。今回の株式会社秋田東北ダイケンが営業所はあると言いましたよね。営業所としてそこで契約はできるんですか。契約のできる者が、この営業所にはいるんですか。

○館田瑠美子委員長 政策推進課長。

○船橋正明政策推進課長 単独で契約できるかどうかということについては、我々のほうで把握していませんし、その点につきましては、募集の条件とは捉えておりません。

○**館田瑠美子委員長** 小倉委員。

○**小倉尚裕委員** 市民政策部として、この指定管理者制度において、議会が提案して議決をしたこの条例の趣旨を全く捉えていないし、対応もしていない。他都市がどうなのかということを検討しようともしていない。その結果が今回なんです。私が今回何で声を出して反対をするかということ、別に地元の浪岡の事業所がとったとかとらないとかの話ではないんです。それ以前に、やはり自分たちが出した議員提案の条例である青森市中小企業振興基本条例の趣旨をどう捉えるかなんです。総務部では明確に捉えて契約のあり方を変えた。しかし、市民政策部では検討したと言いながら全く変わっていない。

まず、総務部が契約の手引を変更した。市内中小企業者が工事の発注と物品、そして委託業務、これも市内に本店を有する者に改めた。今回の花岡農村環境改善センターの清掃業務の委託は、平成 28 年度までは株式会社秋田東北ダイケンがやっていた。それが、総務部でこの条例の趣旨を踏まえて契約のあり方を変えたことで、平成 29 年度は市内に本店を有する者ということで、それ以前までの県外の事業者よりも安価な金額で契約ができている。これこそ議会が求めた中小企業振興基本条例の趣旨なんです。地元でできるものは地元でやる。規模からすれば少額な金額でも、こういうお金が地元の企業にとっては大きいんです。株式会社秋田東北ダイケンが県外業者ということで、平成 29 年度の指名には入らなかった。しかし、今回の健康の森花岡プラザ等の指定管理者の募集要項では、応募資格が市内に事業所等の活動拠点を有することとなっているんです。したがって、株式会社秋田東北ダイケンには何も罪はないんです。しかし、この審査項目や配点の中で、当然いろいろなことを駆使して参入しようとするならば、点数を高めるために、今まで自社でやっていた花岡農村環境改善センターの清掃業務は自社でやるなどいろいろなことを考えます。今回の提案では自社がやるということでしたよね。

○**館田瑠美子委員長** 浪岡事務所副所長。

○**相馬紳一郎浪岡事務所副所長** 自社で行うという提案になっていました。

○**館田瑠美子委員長** 小倉委員。

○**小倉尚裕委員** そうですよ。当然、そういう者からすればそのような提案をするんですよ。結果的に、こういうところでの採点で変わってくる。こういう点に問題があると言いたい。そもそも総務部では、市内に本店のある者という中で、株式会社秋田東北ダイケンが清掃業務の委託には入れなかった。それが今回の指定管理者の募集に当たっては、自社で行うということで提案していて、それが採点として高い点数を得ている。今回は 109.92 点対 109.45 点とわずか 0.47 点の差ですよ。やはりこういう部分は、制度の入り口ではっきりとしておかなければいけない。制度としてはやはり市内に本店

のある者を優先しなければいけない。これが皆さんが言っている指定管理者制度を改定しなければいけない部分です。今回の提案の中で、清掃業務を自社で行うかどうかという点は大きい点になります。したがって、今回の採点のあり方等を含めて、私は全く納得できない。今回の議案には賛成できないものです。

まず、競争原理というお話がありました。競争原理というのは、指定管理者制度の中においては、入札等の競争とは意味合いが全く違う競争です。どこの他都市を見ても、指定管理者制度での競争原理というのは、一般の入札等の競争とは全く意味合いが違います。したがって、浪岡事務所副所長も苦し紛れに競争の原理ということを使うけれども、指定管理者制度は競争ではないんですよ。民間のノウハウを活用して、そして民間の経済性をもって人件費等を抑えるなんです。指定管理者制度の方針等を含めて、競争という言葉は一言も出てこない。指定管理者制度はあくまで競争の原理を踏まえてなんですよ。違いますか。答弁をお願いします。

○館田瑠美子委員長 政策推進課長。

○船橋正明政策推進課長 指定管理者制度はあくまでも民間のノウハウを活用するというところで、価格競争だけにとどまらない、プロポーザル方式であります。プロポーザル方式も点数化をしております、全体のそれぞれの項目において点数化しているという観点から、競争原理という言葉で競争性を表現しているものと考えております。

○館田瑠美子委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 その競争の原理というのは、全く趣旨とは違うんですよ。わかっているでしょう。でも口ではそういうふうに使っているわけだ。そういうふうに使っているしかできないんですよ。

先ほどもありましたが、同種の施設管理業務の実績の採点の部分で、温泉施設で4点、公園施設で2点、そしてコミュニティー施設で4点とあり、それらの平均をとっていくとあったんだけど、今回の約2800万円の指定管理料基準額のうち、健康の森花岡プラザは約2300万円、花岡公園は約140万円、そして花岡農村環境改善センターは約360万円です。例えば公園の管理についてですが、公園といいますけれども、もともとは中学校の校庭であったもので、そこにあるのは松の木とか桜の木だけです。草刈りはシルバー人材センターがやっていて、桜の木への農薬散布は地元の会社がやっていた。それで約140万円です。花岡農村環境改善センターは冷房や暖房といった空調がないんですよ。夏は使えないし冬も使えない。せいぜい地域の中での冠婚葬祭で、暑くないときか寒くないときに使うくらいなんです。それなのにこれらの施設の管理実績の得点がそれぞれ2点、4点になっている。花岡農村環境改善センターの管理というのは、現在も人は誰もいない。温泉のほう

に一応兼務でいるけれども、ふだんは誰もいないんです。それくらいの管理運営実績なのに、これはみんな自動配点なわけですよ。こういう自動配点で2.何点くらいの差がついているんですよね。0.47点の合計点の差の中で、この自動配点というのはどうなのか。例えば効率性、経営の部分、人件費の部分とかも全部自動配点です。検討するのではなくてあるかなしか、数字で全て決定する。いろいろ含めてですが、この自動配点の実が結果を決定するのに大きな要因となっている。プロポーザル方式でありながら、事業者のプレゼンテーションもない。あくまでペーパー上での判断です。そうすれば、大手の事業者はそれぞれの専門がいるので、これもできますあれもできますといったことになることからすれば、配点は高くなるんですよ。地元の団体と協議をしないでこのようなことをやれば、地元の団体は話を全く聞いていないので、配点ではどうなるものか。この指定管理者制度は本当に見直すべき点が多い。そして今回の提案に至っては、余りにもこの自動配点、経済性、そして管理実績等を含めて、これらの点で評価点の差が余りにもあり過ぎる。

市外の例というのは六ヶ所村と五所川原市の2カ所があったと思うんですが、今回、青森市で県外の業者が指定管理をとったのは初めてなんですよね。ここで中小企業の育成というものをどう考えているのかお願いします。

**○館田瑠美子委員長** はい、どうぞ。

**○船橋正明政策推進課長** どうしても先ほどと同じ繰り返しの答弁になってしまいます。小倉委員には一般質問の中でも回答していた部分でありますけれども、県外は1件だけで、コンソーシアムでミズノスポーツサービス株式会社が入っているところもあります。そこは一部地元の業者も入っているという話でもありました。単体での県外業者が候補者に挙がったのは今回が初めてであります。

我々としても、中小企業の振興自体は重要なことと捉えております。今回の募集要項につきましては、競争原理を働かせるための部分もありまして、青森市内に本店を有する者という特段の条件を付したものではありません。あくまでも現在の制度にのっとって募集したものであります。

**○館田瑠美子委員長** 小倉委員。

**○小倉尚裕委員** 募集要項等についていろいろ聞くことはこの場面ではふさわしくないなので、これは予算特別委員会でやっていきます。

ただ、今回の指定管理者の決定について、選定評価委員会が指定管理者候補者を選定して、そして市長が決定をし、最後は議会が議決をする。このことを考えれば、私は今回の提案には賛成できません。反対を表明して終わります。

**○館田瑠美子委員長** ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**館田瑠美子委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、反対意見がありましたので、起立により採決をいたします。

議案第 203 号については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**館田瑠美子委員長** 起立少数であります。

よって、議案第 203 号は、否決すべきものと決しました。

次に、請願第 11 号「国保税（料）の引き上げを行わないことを求める請願」を議題といたします。

本請願に対する市当局の意見等について説明を求めます。福祉部理事。

○**館山新福祉部理事** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）平成 29 年 11 月 30 日付で東青社会保障推進協議会から提出されました請願第 11 号「国保税（料）の引き上げを行わないことを求める請願」について、市の考え方を御説明申し上げます。

資料「国保制度改革の概要（運営の在り方の見直し）」をごらんください。

平成 27 年 5 月に成立いたしました持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律に基づき、平成 30 年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担う、いわゆる国民健康保険の都道府県化が始まることとなります。

都道府県におきましては、給付費に必要な費用は全額市町村に交付、将来的な保険料負担の平準化を進めるため、市町村ごとの標準保険料率を提示し、国保運営方針を定め、市町村事務の効率化、広域化等を推進することとしております。

市町村におきましては、都道府県が市町村ごとに決定した国保事業費納付金を納付し、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担うこととなっております。

これまで、青森県におきましては、平成 27 年 11 月に県及び市町村長との協議の場である青森県国民健康保険市町村等連携会議と、県及び市町村の国保主管課長との協議の場である国保制度改革検討ワーキンググループを設置し、国保運営方針、納付金の算定方法、標準保険料率の仕組みなど、都道府県化に伴う制度や運用の方針について協議を行ってきたところであります。

本市の国保税につきましては、国民健康保険制度は負担と給付の公平性の観点から、加入者全ての方に応分の負担を求めるとされ、その考え方に

基づき、これまでも適正に算定しており、また、平成 30 年度からの都道府県化に当たりましても、県が市町村の医療費水準、所得水準に応じて決定する納付金を賄うために示される標準保険料率を参考に、適正に算定することとしております。

平成 30 年度の本市の国保税につきましては、現時点におきまして、納付金等の算出に使用する確定係数が国から提示されていないため、お示しすることはできませんが、引き続き、青森県国民健康保険市町村等連携会議や国保制度改革検討ワーキンググループにおいて、市にとっても市民にとりましても新たな負担が発生することのないよう協議に臨んでまいりたいと考えております。

なお、平成 30 年 1 月に国から確定係数が提示される予定であり、それに基づき県が本算定を行い、納付金、標準保険料率が確定した後に、平成 30 年度の本市の国保税についてお示しすることができるものと考えております。

以上でございます。

**○館田瑠美子委員長** これより質疑を行います。

御質疑、御意見等ありませんか。竹山委員。

**○竹山美虎委員** 来年 1 月に国から確定係数が示されて、その後に県から出てくるものがあるので、国保税の算定もその後になるということですね。「はい」と呼ぶ者あり)

県は市町村ごとの標準保険料率を提示と資料に書いてあるんだけど、それについて教えてください。国保税の額は、県内の市町村ごとに違う金額になるんですか。

**○館田瑠美子委員長** 福祉部理事。

**○館山新福祉部理事** 御質問にお答えいたします。

保険料につきましては、当分の間、市町村ごとに違う金額となります。

**○館田瑠美子委員長** 竹山委員。

**○竹山美虎委員** 当分の間ということは、将来的には同額になるということですか。

**○館田瑠美子委員長** 福祉部理事。

**○館山新福祉部理事** 県においては、同額にしていく方向で考えるスケジューリングをこれからしていくということで、具体的に統一化するかどうかまではまだ決めておりませんが、今後そういう方向で検討していくと伺っております。

[竹山美虎委員「わかりました。いいです」と呼ぶ]

**○館田瑠美子委員長** ほかにありませんか。小倉委員。

**○小倉尚裕委員** まず、この国保運営の中で大きいのは、今までも一般会計からの繰り入れができるかどうかということが大きいと思うんですね。もう

繰り入れができないとなれば、市町村ごとに保険料の金額が違ってくるということがはっきりしてくる。本当はもうわかるんでしょう。どうですか。

○館田瑠美子委員長 福祉部理事。

○館山新福祉部理事 再度の御質問にお答えいたします。

まだ具体的なものは示されておられませんので、わからない状態です。

○館田瑠美子委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 ある程度の概算があっても、そういうふうに言うしかないんでしょう。

今までその市町村が国保運営についてどう取り組んできたかということは、全てこの金額で出てくるわけですよ。それがあある意味で評価になってくるので、このことは非常に大きいと思うんです。なので、そういうふうな動向を考えれば、繰り入れができないとなってきたときに、市の取り決めとしてどうなっていくのかということは、やはり見守るしかないのかなと思うんですけれども、どうですか。

○館田瑠美子委員長 福祉部理事。

○館山新福祉部理事 まず、小倉委員から繰り入れができないという点がありましたけれども、繰り入れができないという確定的な決めはまだありません。

ただ、いずれにしても、現時点で国保税がどういう形になっていくのかということは、国からの確定係数が示されるまではわかりませんが、その示されたものをもって国保税を決めていくものですので、大変申しわけないんですけれども、現時点では本当に何らお示しすることができないという状況です。

○館田瑠美子委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 これまでも一般会計からの繰り入れができないということではないけれども、基本的には制度内で全て完了させるということであり、この制度が崩れる、あるいは変更されるということになると、これは大変な問題だと思いますよ。そのために、国の財政支援の拡充だとか、いろいろ連携するということだと思あるので、基本的に、制度の根幹自体は変わらないのではないかと考えているんですけども、現時点では、国から細かい部分も含めて何も示されていないので答えられないという理解でいいですか。

○館田瑠美子委員長 福祉部理事。

○館山新福祉部理事 今までの制度をそのまま継続していくことが基本となっておりますけれども、今後、国からの交付金なども入ってきますので、竹山委員から御紹介があったとおりの考え方で間違いありません。

〔竹山美虎委員「はい」と呼ぶ〕

○館田瑠美子委員長 ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**館田瑠美子委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

それでは、各委員から、本請願について、採択・不採択・継続審査など、総括的な御意見を伺いたいと思います。

御意見のある委員は発言をお願いします。竹山委員。

○**竹山美虎委員** 今回の請願ですけれども、国保税、国保料の引き上げを行わないことを求める請願ということで出されています。この表題どおりであればうちの会派は賛成ということになりますけれども、請願事項が国保税の引き下げを図るとなっていますので、今回の請願には反対します。

○**館田瑠美子委員長** ほかにありませんか。斎藤委員。

○**斎藤憲雄委員** この内容について、介護保険の部分もそうなんです、引き下げ云々というよりは、県の方針というか、そういったものも出ていないし、国からの細かな部分も提示されていないといった中でのこの請願の趣旨についても、やはり先ほど理事のほうから言われたように、新たな負担が生じないよう協議するという部分を考えていけば、この請願の内容も含めて、提出者のほうで考えていただくことを前提に、私は継続審査にしたいと思います。

○**館田瑠美子委員長** ほかにありませんか。葛西委員。

○**葛西育弘委員** 先ほどの理事の説明で、確定係数が決まっていないので、今後、保険料が上がるとも下がるともわからないという状態でした。斎藤委員からも御意見がありましたけれども、私も継続審査でいいと思います。

○**館田瑠美子委員長** ほかにありませんか。軽米委員。

○**軽米智雅子委員** 県のほうからさまざまなものが出てきますし、斎藤委員が言ったように、その部分も含めてこれから検討していくということで、この請願はまだ早いのではないかと思うので反対です。

○**館田瑠美子委員長** ほかにありませんか。小倉委員。

○**小倉尚裕委員** まだ確定ではないし、県議会とかでもいろいろ議論になっている状況もありますし、まだ上げるとか下げないといった段階ではないと思いますので、時期尚早ということで反対します。

○**館田瑠美子委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**館田瑠美子委員長** それでは、請願第11号についてお諮りいたします。

請願第11号については、閉会中の継続審査とすべきとの意見がありましたので、まず、閉会中の継続審査とすべきかどうかについてお諮りいたします。

請願第11号については、閉会中の継続審査とすべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○**館田瑠美子委員長** 御異議がありますので、起立により採決いたします。

請願第 11 号については、閉会中の継続審査とすべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**館田瑠美子委員長** 起立少数であります。

よって、請願第 11 号は、閉会中の継続審査としないことと決しました。

それでは、これより本請願について採決いたします。

請願第 11 号については、採択すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○**館田瑠美子委員長** 御異議がありますので、起立により採決いたします。

請願第 11 号については、採択すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**館田瑠美子委員長** 起立少数であります。

よって、請願第 11 号は、不採択とすべきものと決しました。

次に、請願第 12 号「介護保険料の引き上げを行わないことを求める請願」を議題といたします。

本請願に対する市当局の意見等について説明を求めます。福祉部理事。

○**館山新福祉部理事** 平成 29 年 11 月 30 日付で東青社会保障推進協議会から提出されました請願第 12 号「介護保険料の引き上げを行わないことを求める請願」について、市の考え方を御説明申し上げます。

介護保険制度は、介護が必要な方やその家族をみんなで支え合う国民の共同連帯の理念に基づき創設された制度であり、40 歳以上の方が被保険者となり制度を支えています。

介護保険の財源につきましては、サービス利用時の利用者負担を除いて、国、県、市が合わせて 50%を負担し、65 歳以上の第 1 号被保険者及び 40 歳以上 64 歳までの第 2 号被保険者が合わせて 50%を介護保険料として負担していただいております。

第 1 号被保険者の介護保険料につきましては、国が定めた算定方法により、3 年を 1 期とする介護保険事業計画策定の際に、サービス費用見込み額等から算定した介護保険料基準額をもとに、本人及び世帯の所得状況に応じて負担をしていただくこととなっております。

本市の介護保険料につきましても同様に、3 年間のサービス費用見込み額等をもとに介護保険料基準額を算定し、所得段階の区分を国の標準 9 段階を基本に 13 段階に細分化して、所得水準に応じたきめ細かな保険料設定を行うとともに、保険料の減免制度を設けるなど、低所得者への負担の軽減を図っ

ているところであります。

平成30年度から平成32年度までを計画期間とする第7期計画における保険料につきましては、計画期間中のサービス費用見込み額等や、現在国で検討しております平成30年度の介護報酬改定をもとに、国で定めた算定方法により保険料を算定することとしております。

以上でございます。

○**館田瑠美子委員長** これより質疑を行います。

御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**館田瑠美子委員長** 質疑はないものと認めます。

それでは、各委員から、本請願について、採択・不採択・継続審査など、総括的な御意見を伺いたいと思います。

御意見のある委員は発言をお願いします。竹山委員。

○**竹山美虎委員** 国保税、国保料の引き上げを行わないことを求める請願と同様の理由で、介護保険料の引き上げを行わないことを求めているのに、請願事項では引き下げを求めるような内容になっているので反対します。

○**館田瑠美子委員長** ほかにありませんか。軽米委員。

○**軽米智雅子委員** 私も同様で、計画がスタートしたばかりで、まだそのことについて求めるのは早いと思いますので反対です。

○**館田瑠美子委員長** ほかにありませんか。小倉委員。

○**小倉尚裕委員** 第7期の計画も組んでいますし、国の動向もあるので、今回は反対します。

○**館田瑠美子委員長** ほかにありませんか。葛西委員。

○**葛西育弘委員** いろいろな意見がありますけれども、継続審査でいいと思います。

○**館田瑠美子委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**館田瑠美子委員長** それでは、請願第12号についてお諮りいたします。

請願第12号については、閉会中の継続審査とすべきとの意見がありましたので、まず、閉会中の継続審査とすべきかどうかについてお諮りいたします。

請願第12号については、閉会中の継続審査とすべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○**館田瑠美子委員長** 御異議がありますので、起立により採決いたします。

請願第12号については、閉会中の継続審査とすべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**館田瑠美子委員長** 起立少数であります。

よって、請願第 12 号は、閉会中の継続審査としないことと決しました。

それでは、これより本請願について採決いたします。

請願第 12 号については、不採択とすべきとの意見がありましたので、起立により採決いたします。

請願第 12 号については、採択すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**館田瑠美子委員長** 起立少数であります。

よって、請願第 12 号は、不採択とすべきものと決しました。

以上で、今期定例会において本委員会に付託されました議案及び請願の審査は終了いたしました。

( 審 査 終 了 )